

決議案第5号

平成25年12月18日提出

提出者 松山市議会議員 原 俊 司
丹生谷 利 和
八 木 健 治
土井田 学
砂 野 哲 彦
松 岡 芳 生
友 近 正

平成25年12月18日 原案可決

議長辞職勧告決議について

議長辞職勧告決議を次のとおり提出する。

記

議長辞職勧告決議

寺井議長の3年目続投居座りに対し、6月議会に引き続き2度目の議長辞職勧告決議が9月議会でも可決されました。

更には、その事に起因する議会の混乱、市民の不信増長に対する原因者としての責任を問う懲罰動議も可決されるなど、議会として現議長に対する不信任の状況は9月議会以降なんら払拭されていません。

レグ問題に対する知事発言や、議長が所属する松山維新の会の議員の逮捕という本市議会にとって重大かつ深刻な事案が続々と発生する中で、議長の調整の能力、リーダーシップがこれほど問われた事はないものと思います。

しかし残念ながら、この間の議長の対応は危機感もスピード感も感じられないものであり、その資質に対し、強い疑問を抱かざるを得ません。

レグ問題に関する知事発言や、今村元市議の家宅捜査を受け、維新の会以外の5党派による発言の真意の確認や、家宅捜査を受けた市議に対する弁明の機会の伝達の申し入れに対し、電話による通信のみの対応しか取らず、結局真意の確認の伝達は逮捕後弁護士を通じてのものとなり、その機会を喪失させたと思います。

本来であれば、このような緊急事態が発生した場合は、議長自らが各党派代表者を速やかに招集し、情報の共有、事後の対応等について協議すべきではありますが、現実には代表者会

議は維新の会を除く5会派からの申し入れによって開催されたものであり、まさに本末転倒の対応と言わざるを得ません。

また、松山維新の会所属の現職市議の逮捕に対する対応に対しても、公平中立の立場を取るべき議長としての態度に強い疑問を抱かざるを得ません。

昨年11月に先輩市議が詐欺の疑いで逮捕された際、12月6日の議会開会時に松山維新の会から急遽、議員辞職勧告決議案が出され、本人の自白の有無も未確認で起訴にも至っていない中、議会として決議するのは拙速との慎重な対応を求め多くの議員が退席する中、各会派代表者会議にも諮らず、一方的に催告状を出し、松山維新の会と一部無会派の議員の出席で採択を強行しました。今回の事案もほとんどその状況と変わらないものですが、松山維新の会からは当時のような動きは全くありませんでした。

本来であれば、議長として議会对応に一貫性を持って臨むよう所属会派に対して強く説得すべきではありますが、そのような形跡は全く見受けられず昨年時の対応とは整合性を欠き、公平中立の原則を逸脱していると言わざるを得ません。

6月議会で3年目続投の目標として掲げた、議会基本条例も自らの居座りが大きな障害となり、委員長報告の通り、今月10日の特別委員会の結果、今議会で制定の見送りが決定しました。

2年近くかけて多くの時間と労力を費やし、議論に関わってきた委員の無念はいかばかりかと思いますが、その原因は議会のルールを無視し、議会の総意に耳を傾けず、居座り続ける議長の姿勢にあります。

議会基本条例の今任期中の成立が不可能となった現在、もはや続投する理由は皆無と言わざるを得ません。よって、ここに3度、議長辞職勧告決議案を提案し、寺井議長に対し議長の職を辞することを強く勧告します。

以上のとおり決議する。